

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	
	部 科 室 及 び セ ン タ ー 名	担 当 名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 腎臓内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア内科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部	

<p>小児医療センター</p>										
<p>総合診療科 新生児科 代謝・内分泌科 消化器・肝臓科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科</p>	<p>腫瘍診断・予防科 放射線技術部 検査技術部 臨床工学部 薬剤部 栄養部</p>	<p>看護部</p>	<p>医療安全管理室</p>	<p>治験管理室</p>	<p>地域連携・相談支援センター</p>	<p>緩和ケアセンター</p>	<p>臨床腫瘍研究所</p>	<p>図書館</p>	<p>事務局 管理部</p>	<p>業務部</p>
									<p>総務・職員担当 会計担当 管財担当</p>	<p>医事・経営担当 用度担当</p>

事務局	センター 地域連携・相談支援	治験管理室	医療安全管理室	看護部	臨床工学部	栄養部	薬剤部	検査技術部	放射線技術部	保健発達部	臨床研究部	外傷診療科	救急診療科	集中治療科	歯科	病理診断科	麻酔科	耳鼻咽喉科	眼科	泌尿器科	皮膚科	心臓血管外科	脳神経外科	形成外科	整形外科・リハビリ	外科	放射線科	循環器科
管理部																												
会計担当	総務・職員担当																											

第九条第二項の表を次のように改める。

病院	組織	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>
医幹	職	
	職務	

						精神医療センター	
	事務局	医療安全管理室	看護部	検査部 薬剤部 栄養部	療養援助部 外来・地域支援科 依存症治療研究部 第七精神科 第六精神科 第五精神科 第二精神科 第一精神科		
	管理部 務部						業務部
	総務・職員担当 管財担当 医事・経営担当 会計担当 用度担当						管財担当 医事・経営担当 用度担当

<p>部（事務局の部を除く。）</p>	<p>がんセンター</p>	<p>循環器・呼吸器病センター</p>						
<p>主席技師長</p>	<p>通院治療部長</p>	<p>感染症対策部長</p>	<p>医員</p>	<p>主査</p>	<p>医長</p>	<p>主幹</p>	<p>副室長</p>	<p>精神保健指導幹</p>
<p>上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等が必要とする特に困難な診療放射線技</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>

科							
副部長	部長	看護師 長	副技師 長	主査	技師長	副部長	
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。

		がんセン ター			
図書館		臨床腫瘍研究 所			
主査	主幹	専門研 究員	主任研 究員	主幹	主席主 幹
上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。